佐賀まち！ごみゼロアクションプラン

～まちなか美化活動の推進～

1 目 的

長年、道路・公園・空き地などに、たばこの吸い殻や飲料容器などのポイ捨てによる散乱ごみが地域美化を悪化させる要因のひとつとなっています。また、捨てられたごみは、まちなかの河川を通じて、海に流出することで、海洋ごみになります。美しい環境を未来へ引き継いでいくため、市民が主体となった清掃活動を実施することで、環境美化に関する機運を高め、佐賀市がごみのない美しいまちとなることを目指します。

2 背 景

これまで、佐賀市では、まちの美化のため多くの取組みを行ってきましたが、まだ、まちの中にはポイ捨てされたごみが見られます。また、海洋プラスチックごみの調査では、海に流出したプラスチックごみの約9割が陸からであることから、更なる対策が必要と考えています。しかし、行政のみでは限界があるため、市民が主体となった「佐賀まち！ごみゼロアクション」を重点課題のひとつとして取り組むこととしました。

【市の取組み】
①自治会等によるボランティア清掃への支援（袋配布、回収等）
②事業所や団体等との協働による清掃活動（アダプトプログラム事業）
③ふるさと美化活動などのイベントの実施
④警告看板や監視カメラの設置、巡回パトロールの実施
⑤市報等での啓発

3 プランの体系

ごみのないまちづくりに向けて行動します

- (1)市民あげての活動の定着
- (2)特定美化地区における「おもてなし」の推進
- (3)市街地の周辺地域等における不法投棄ごみの解消

みんなでまちをきれいにする機運を高めます

- (1)清掃活動のサポート
- (2)環境学習の充実
- (3)やってみたい・やってよかったと思える仕組みづくり

4 ごみのないまちづくりに向けて行動します

(1) 市民あげての活動の定着

取組内容

【めざす姿】
「自分たちのまちは自分たちできれいにする」との考え方にたち、市民が主体となった清掃活動の活性化を図ります。

1 クリーンボランティア制度

市民等が場所や時間を特定せず、いつでも気軽に清掃活動を行う制度です。

○ 随時型

・いつもお世話になっている地域のためにごみ拾いを実施

・環境問題としてごみ拾いを実施

・ジョギングやウォーキングのような健康のためにごみ拾いを実施

○イベント型

ふるさと美化活動など市などが実施するごみ拾いイベントへの参加

まちをきれいにするボランティアが増えています

2 まちの美化の里親制度（アダプトプログラム）

アダプトとは「養子にする」の意味で、市民等が特定の公共の場所を指定し、愛情をもって清掃活動を行う制度です。

・公園などの特定の場所を指定して定期的に清掃

・市民がごみ拾いをしたごみを置く場所の提供

ごみ拾いイベントには、個人やグループで参加されています

3 自治会が実施する清掃活動

自治会を中心に市民が主体となって地域の清掃活動を行います。

(2) 特定美化地区における「おもてなし」の推進

取組内容

【めざす姿】
人通りや来訪者が多い区域を「特定美化地区」に指定します。この地区では、市民がまちへの誇りとおもてなしの心をもって、まちを一層美しくすることで、来訪者が快適に過ごせる環境づくりに取り組みます。

1 特定美化地区の指定

人通りや来訪者が多い区域を「特定美化地区」に指定します。

2 ボランティアや周辺企業等による重点的な清掃活動

地域団体、ボランティアとの協働や特定美化地区内の事業所などに協力を依頼し、地域内の清掃活動を重点的に行います。
・店の前までが店の玄関として、店舗前清掃（門前清掃）の協力依頼
・ボランティア等の協力で重点的に清掃

3 啓発活動の充実

特定美化地区の啓発活動として、ごみ拾いイベントを実施するなど様々な場面を活用し、取組みをアピールします。
・イベントを通して特定美化地区を啓発
・職員における巡回パトロール

人通りや来訪者が多い区域を重点的にきれいにすることで来訪者をもてなし、佐賀市に対し良い印象を与えます

店の前も美しくすることで店の印象も変わります（門前清掃）

(3) 市街地の周辺地域等における不法投棄ごみの解消

【めざす姿】
市街地周辺の道路や空き地などに捨てられている不法投棄ごみの解消に取り組み、人目に付きにくい場所についても美化を進めていきます。

取組内容

1 職員による巡回パトロールの実施

職員により不法投棄の巡回監視パトロールを行います。

2 警告看板及び監視カメラの設置

不法投棄が多い箇所には、警告看板や監視カメラを設置します。

3 警察との連携

悪質な場合は、警察と連携して対処します。

4 不法投棄防止対策協議会による対策の協議

市民、警察、施設の管理者等で構成する会議で予防策や対応策を協議します。

5 市民等への啓発

ポイ捨てを含めた不法投棄は処罰の対象であることを周知します。

6 不法投棄されない環境づくり

土地の管理者による除草や定期清掃及び敷地への侵入防止措置など、不法投棄されない環境づくりを行います。

不法投棄は法律違反です。発見した場合は警察と連携して対処しています

不法投棄が多い箇所には警告看板を設置し、市で巡回監視しています

カメラで不法投棄を監視しています

5 みんなでまちをきれいにする機運を高めます

（1） 清掃活動のサポート

取組内容

【めざす姿】
清掃活動を行う際の負担を軽減し、活動を後押しします。

1 清掃用具の提供

美化活動を行うにあたり、トング、ほうき、ちりとりの貸出やボランティア袋の支給を行っています。

2 ボランティア袋の配布

・ボランティア袋には、ごみ袋程度の「フルサイズ」とレジ袋程度の「ハーフサイズ」があります。
(ボランティア袋の配布場所)
・環境保全課（旧清掃センター（高木瀬町大字長瀬2563番地Ｉ）
・環境政策課（佐賀市役所Ｉ階（本庁）
・各支所（市民サービスグループ）

3 ボランティアごみの回収

美化活動により回収したごみの量が多い場合は、市で回収に伺います。

4 保険への加入

ボランティア登録者の美化活動中における事故については、全国市長会市民総合賠償補償保険で対応します。

清掃用具（トング、ほうき、ちりとり）を貸し出しています

ボランティア清掃用の袋は2種類あります

環境パトロール車が回収します

（2）環境学習の充実

【めざす姿】
　市内の海岸に多くのごみが漂着している現状を周知し、その原因となるまちなかのごみや生活の中で不要となったごみの削減に向けた行動を促すなどの環境学習を実施します。

取組内容

1 「ひがさす」やエコプラザにおける学習機会の提供

環境の拠点施設である東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」や佐賀市エコプラザにおいてごみ問題を含めた環境教育を実施します。

2 社会科副読本「くらしとごみ」による教育

教育委員会と連携して、市内の小中学校で環境教育を行っています。特に小学校4年生には、社会科の副読本として「ごみ」について分かりやすく解説した冊子「くらしとごみ」を配布しています。

3 出前講座の実施

職員が出向き説明を行う「佐賀市職員出前講座」において、ごみの分別やポイ捨て対策などについて、周知を図ります。

4 市報や情報誌等による啓発

市内のごみの散乱状況やボランティア団体等の活動実績などを市報やタウン情報誌などで広報します。

東よかビジターセンター「ひがさす」

エコプラザ内環境学習ゾーン

多くの場面で環境学習を実施

社会科副読本「くらしとごみ」

職員による出前講座

（3）やってみたい・やってよかったと思える仕組みづくり

【めざす姿】
　ごみ拾いを「明るく」「楽しい」イメージにし、多くの方々から活動したことを認知されることで、「やってみたい」「やってよかった」と思ってもらえるようにします。

取組内容

1 ロゴやグッズによるごみ拾いのイメージアップ

ごみ拾い活動を「楽しく」「明るい」印象となるよう、ロゴやグッズを作成してイメージアップを図ります。

ごみ拾いが楽しくなるようなグッズを作成します

2 活動写真の広報による活動団体等の紹介

ボランティア活動を多くの方々に認知していただくため、ボランティア団体等の活動写真を市報やタウン情報誌などで紹介します。

清掃活動を多くの方々に知っていただくため活動写真を紹介します

3 ボランティア証明書の発行

美化活動の証明を希望される場合はボランティア証明書（社会貢献活動証明書）を発行します。

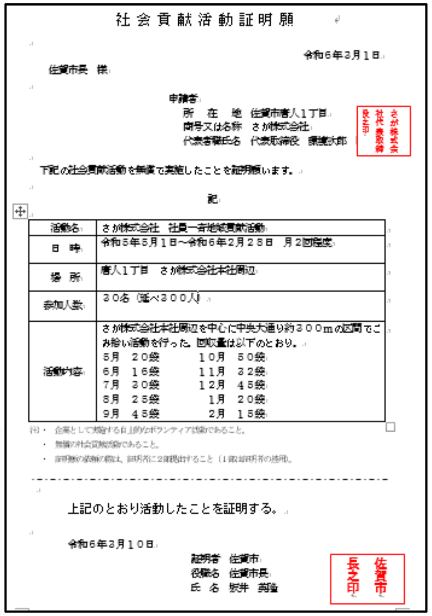

社会貢献活動証明願

令和6年3月1日

佐賀市長　様

申請者
所　在　地　佐賀市唐人1丁目
商号又は名称　さが株式会社
代表者職氏名　代表取締役　[illegible]

下記の社会貢献活動を無償で実施したことを証明願います。

記

活動名	さが株式会社　社員一斉地域貢献活動
日　時	令和5年5月1日～令和6年2月28日　月2回程度
場　所	唐人1丁目　さが株式会社本社周辺
参加人数	30名（延べ300人）
活動内容	さが株式会社本社周辺を中心に中央大通り約300mの区間でごみ拾い活動を行った。回収量は以下のとおり。 5月　20袋　10月　50袋 6月　16袋　11月　32袋 7月　30袋　12月　45袋 8月　25袋　1月　20袋 9月　45袋　2月　15袋

(注)・企業として実施する自主的なボランティア活動であること。
・無償の社会貢献活動であること。
・[illegible]

上記のとおり活動したことを証明する。

令和6年3月10日

証明者　佐賀市
役職名　佐賀市長
氏　名　坂井　英隆

清掃活動をされた方々には希望により証明書を発行します

4 功労者の表彰

活動期間や活動頻度が多い個人や団体に対し、その功績に対して感謝の意を表することで、地域や社会に貢献する意識を高めます。

佐賀まち！ごみゼロアクションプランの体系

ごみのないまちづくりに向けて行動します

(1)市民あげての活動の定着
- ①クリーンボランティア制度
- ②まちの美化の里親制度（アダプトプログラム）
- ③自治会が実施する清掃活動

(2)特定美化地区における「おもてなし」の推進
- ①特定美化地区の指定
- ②ボランティアや周辺企業等による重点的な清掃活動
- ③啓発活動の充実

(3)市街地の周辺地域等における不法投棄ごみの解消
- ①職員による巡回パトロールの実施
- ②警告看板及び監視カメラの設置
- ③警察との連携
- ④不法投棄防止対策協議会による対策の協議
- ⑤市民等への啓発
- ⑥不法投棄されない環境づくり

みんなでまちをきれいにする機運を高めます

(1)清掃活動のサポート
- ①清掃用具の提供
- ②ボランティア袋の配布
- ③ボランティアごみの回収
- ④保険への加入

(2)環境学習の充実
- ①「ひがさす」やエコプラザにおける学習機会の提供
- ②社会科副読本「くらしとごみ」による教育
- ③出前講座の実施
- ④市報や情報誌等による啓発

(3)やってみたい・やってよかったと思える仕組みづくり
- ①ロゴやグッズによるごみ拾いのイメージアップ
- ②活動写真の広報による活動団体等の紹介
- ③ボランティア証明書の発行
- ④功労者の表彰

ボランティア活動マニュアル

■活動の内容

1 収集の対象となるごみについて
① 美化活動で収集するごみは、空き缶、空きびん、ペットボトル、たばこの吸殻、紙くず等で、ごみステーションに出せるものです。
② 犬、猫等の死骸やその他処理できない廃棄物は環境パトロール係にご連絡ください。

2 収集したごみの処理について
① 空き缶、たばこの吸い殻、ペットボトル、紙くず等は、分別してボランティア袋に入れ、指定されたごみステーションに出します。大量に回収したときは環境パトロール係にご連絡いただければ回収に伺います。
② 落葉期の大量の落ち葉等を収集し、ごみステーションに出せないときは、環境パトロール係にご連絡いただければ回収に伺います。

■活動の条件

① 交通量の多い道路での作業や、安全上の問題がある活動は控えて下さい。
② 児童、生徒が活動の主体となる場合は、責任者(保護者、指導者等)の監督のもとで活動してください。
③ 活動中に発生した事故及び第3者との紛議等については、自己の責任において解決していただきます。けがや事故のないように、くれぐれも注意して活動してください。

■支給物品

① ボランティアごみ袋
② 軍手(加入時のみ)

■貸出物品

① ほうき
② ちりとり
③ 火ばさみ(トング)

■傷害保険の加入

美化活動中のけが等は、全国市長会市民総合賠償補償保険で対応します。

ボランティア袋について

「道路」、「河川等」、「公園」等の公共施設において、ボランティアで地域の清掃活動をされる場合、「ボランティア袋」をお渡ししています。

■ボランティア袋の種類

①フルサイズ…ごみ袋(大サイズ)と同程度の大きさ
②ハーフサイズ…レジ袋(大サイズ)と同程度の大きさ

■配布場所

①環境保全課(旧清掃センター(高木瀬町大字長瀬2563番地1 30−2436)
②環境政策課(佐賀市役所1階(本庁)
③各支所(市民サービスグループ)
※自治会長や班長が保管されている場合もあります。

■ボランティア活動ごみの分別方法

「燃えるごみ」(ペットボトル含む)と「燃えないごみ」(空き缶、空き瓶含む)に分別してください。

■ごみ出し場所

管理者(自治会長等)の了解が得られれば、ごみステーションにお出しください。この場合のごみは、定められたごみ出し日に出してください。
管理者の了解が得られない場合は、環境保全課へご連絡ください。回収にお伺いします。

佐賀市役所　環境部　環境保全課

849-0917 佐賀市高木瀬町大字長瀬2563番地1
TEL 0952-30-2436
FAX 0952-30-2439
Email kankyohozen@city.saga.lg.jp